

第 1 回本ワーキングチームでの議論を踏まえた 今後の検討の進め方（案）

1 第 1 回本ワーキングチームでの議論

第 1 回本ワーキングチームにおいては、本検討の前提に関わる意見として主に以下のような意見があった。

- （第 1 回本ワーキングチームの資料 4 の 1 頁において、）「独占性」の意味として「自分以外の者には利用を行わせない」となっているが、こういう位置付けでいいのか。これは、むしろ差止請求の話を取捨選択していないか。ライセンスの独占性というと、人に利用させないというよりは、ライセンサーは自分以外の者に対してライセンスをしないという約束が前提であって、ライセンシーの方が利用を行わせないというのとは、若干、差があるように思われる。
- （検討対象場面としては、）差押のような著作権の財産的価値の掘取と関係の局面というものも考えられるのではないか。
- （第 1 回本ワーキングチームの資料 4 記載の）検討事項のかなりの部分は、物権的構成を取るのだったら検討対象ではなくなる。先に物権的構成を取ると決まってしまうと、それでほぼ問題解決という可能性があり、そうであれば、その可能性をまず検討してみるというのも一つの方法と考える。

2 今後の検討の進め方

上記 1 の意見を踏まえ、個別の検討事項の検討に入る前に、まずは本検討の前提となる用語・概念、検討対象場面を整理することとしたい。

また、最初から物権的構成¹に決めて検討を進めてよいのか、債権的構成を検討する必要があるのかという点については、調査研究²におけるヒアリング調査

¹ 「物権的構成」、「債権的構成」といった課題解決手段についての呼称については、第 1 回本ワーキングチーム終了後、チーム員から、より著作権法や業界で用いられている用語に即した分かりやすい呼称にしたほうが良いのではという意見もあったため、変更を検討したい（資料 2 参照）。なお、本資料では便宜上第 1 回本ワーキングチームで用いた呼称を用いる。

² 平成 29 年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）（以下、当該調査研究又はその報告

の内容からすると、現行法のもとで債権的な効力しかないと言われる独占的ライセンス契約について、その独占的ライセンスの独占性を対抗し、差止請求権を行使できるようにしてほしいというニーズがあると思われる³。そのため、改めて、本ワーキングチームにおいて、特に独占的ライセンスを活用している業界の関係者のヒアリングを実施し、実現が期待されている状況や債権的構成を検討する必要性を確認した上で、個別の検討事項についての検討を進めたい。

したがって、本ワーキングチームにおける今後の検討は以下のように進めてはどうか。

- ① 本検討の前提となる用語・概念、検討対象場面の整理
- ② 関係者のヒアリングを実施し、実現が期待される状況及び債権的構成を検討する必要性を確認・整理
- ③ 債権的構成について個別の検討事項を検討
- ④ 物権的構成、その他の構成について個別の検討事項を検討
- ⑤ まとめ

以上

書を単に「調査研究」という。)

³ 例えば、既に出版権という物権的な独占的ライセンスの制度が存在する出版分野において、調査研究のヒアリング調査では、「出版権者であっても、出版権侵害に該当しない侵害や、出版権の改正以前の多くの電子的利用許諾契約では、ライセンシーに差止請求権はなく、出版社単独では対処できない。一方、インターネット上の膨大な侵害事例は、個別の著作権者が差止等の対策をとることは不可能な量と態様になっており、出版社が著作権者の意向を集約して対処せざるをえない。」という意見があった。